

平成30年11月15日

まちづくり委員会資料

道水路台帳平面図のデジタル化の推進について

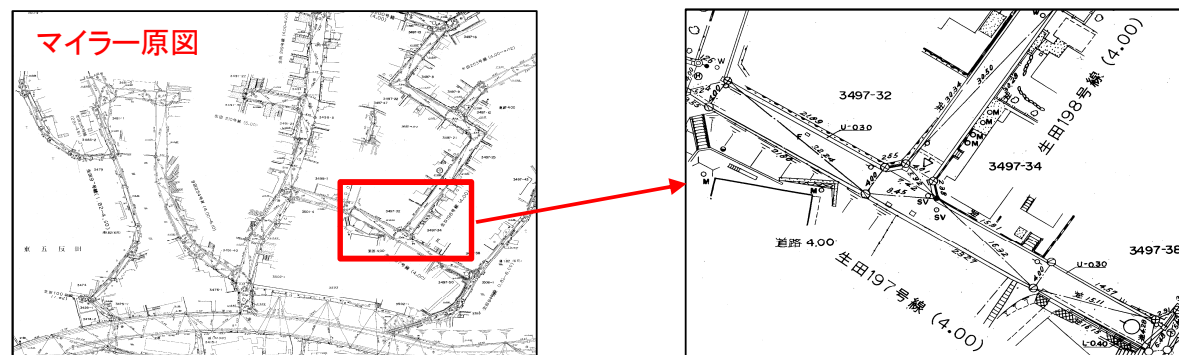
建設緑政局

道水路台帳平面図のデジタル化の推進について

1 道水路台帳平面図のデジタル化について

<川崎市の道水路台帳平面図について>

- 道路法の規定により調製・保管が義務付けられている図面であり、川崎市の管理する道水路の位置、幅や道路側溝などの道路構造物等を示したもので、アナログ（マイラー原図）で管理されている。（管理枚数：870枚）
- 道路管理行政において最も重要な基本台帳であり、庁内外における使用頻度が非常に多く、地方交付税額決定のための基礎算定資料の根拠でもある。
- 川崎市の道水路台帳平面図は、道路境界の位置情報も併せ持っている。



<道水路台帳平面図の現状の課題>

- 道路の効率的な管理や災害時における道路等インフラの早期復旧の一助となるような対応が必要
- 現在、各種測量データはデジタルデータであり、道水路台帳平面図に対しても対応が必要
- 原図を修正している技術者の高齢化及び人員不足に伴う対応が必要

道水路台帳平面図のデジタル化

<デジタル化の概要>

現在、管理している道水路台帳平面図をデジタルデータ化し、そのデータを適切に管理・運用していくため、業務に特化したシステムを構築するとともに、閲覧窓口における市民向けの閲覧システムを構築し、市民サービスの向上及び事務の効率化を図る。

2 道水路台帳平面図のデジタル化の効果

- 情報検索の迅速化（簡単な操作によりパソコンの画面上に必要な情報を表示し、印刷することができる。）⇒市民へ迅速な情報提供⇒**市民サービス向上・事務の効率化**
- 図面の更新作業の簡略化による速やかな情報反映⇒**情報の速達性の確保**
- 庁内において稼動している地図情報システムに搭載し、他の地図情報と一元的に管理⇒**全庁的な利活用・事務の効率化**
- インターネット公開⇒**さらなる市民サービスの向上**
- 図面の管理形態及び閲覧窓口の運用形態の変更⇒**維持管理費及び運用費の削減（年間約1,400万円を想定）**

3 市民向け閲覧システムについて

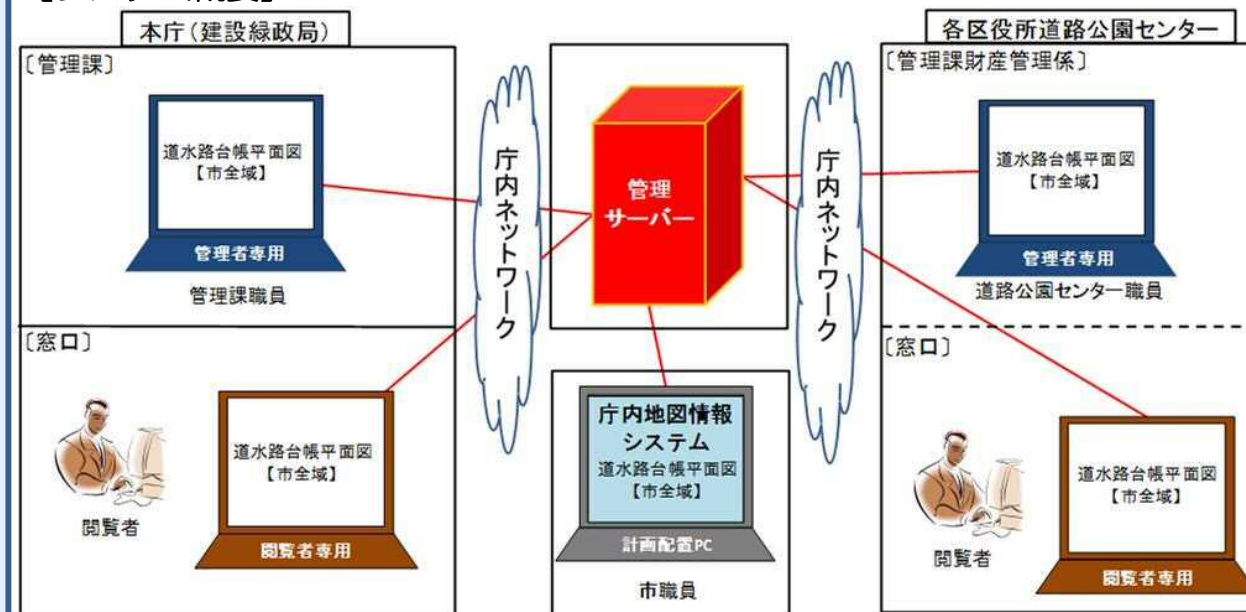
<現状>

- 道水路台帳平面図の閲覧業務は、各区役所道路公園センター及び市内3箇所（南部・中部・北部）の道水路台帳閲覧窓口で行っている。（南部：川崎駅前タワー・リパーク 中部：高津区役所 北部：麻生区役所）
- 各区役所道路公園センターでは、所管する行政区の情報のみ閲覧が可能

<閲覧システムの導入後>

- 本庁及び各区役所道路公園センター窓口へ閲覧専用端末を設置し、閲覧交付サービスを提供する。（閲覧開始時期：H32年10月）
- 各区役所道路公園センターでも、市全域の情報の閲覧が可能

【システム概要】



<市内3箇所の閲覧窓口の取扱い>

- 閲覧システムの導入に伴い、段階的に廃止する。

4 スケジュール

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度～
デジタル化				管理・閲覧システム 検討・開発		運用開始予定 (平成32年10月)	システム運用・保守 データ更新
閲覧業務				道水路台帳平面図のデジタルデータ化実施			
閲覧窓口	南部・中部・北部			南部 中部	南部	本庁舎移転後は 新庁舎で実施	
	各区役所道路公園センター			所管する行政区の情報のみ閲覧			
HP公開							平成32年度中に公開予定